

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項
愛媛県教育委員会

昨年度からの主な変更点

1 小学校体育専科教員の採用【新規】

中学校教員（保健体育）の試験区分において選考した者を、本人の希望に基づき、小学校で体育科の指導に当たる体育専科教員として配置

2 教職経験者特別選考における対象の拡大【追加】

教職経験者特別選考の対象を、本県の国公立学校における教職経験者から、本県及び他の都道府県の国公立学校における教職経験者に拡大

3 大学等推薦特別選考における推薦枠の拡大【追加】

大学等推薦特別選考における各大学等からの推薦人数の上限を撤廃

4 社会人特別選考の対象試験区分の拡大【追加】

社会人特別選考の対象となる試験区分を次のとおり変更

○小学校「英語」

○中学校「理科」「音楽」「美術」「技術・家庭」「英語」

○高等学校「音楽」「美術」「英語」「家庭」「情報」「農業」「工業」

「水産」「福祉」 ※下線部が今年度から追加した試験区分

5 大学3回生等特別選考（通過者対象）の実施【新規】

大学3回生等特別選考で前年度に前期第1次選考試験に合格した者について、申請により前期第1次選考試験を免除し、前期第2次選考試験のみの受験とする特別選考を実施

令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項 項目一覧

- 1 受験資格
- 2 採用方法
- 3 選考試験の実施方法及び採用予定数
- 4 選考試験における加点制度
- 5 前期第1次選考試験（筆記試験、面接試験）
- 6 前期第1次選考試験結果の発表
- 7 前期第2次選考試験（適性検査、筆記試験（小論文）、面接試験、実技試験等）
- 8 前期選考試験における配点
- 9 前期選考試験における特別選考
- 10 大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置
- 11 前期選考試験受験申込みの手続
- 12 前期選考試験提出書類等
- 13 前期選考試験受験票の交付
- 14 採用について
- 15 前期選考試験受験手続その他の問合せ
- 16 前期選考試験結果の開示請求
- 17 前期選考試験問題等の取扱い
- 18 後期選考試験

1 受験資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 昭和 41 年 4 月 2 日以降に出生した者
（下記 9 (8) の大学 3 回生等特別選考により志願する者にあつては、昭和 42 年 4 月 2 日以降に出生し、前期選考試験においては令和 7 年 5 月 30 日時点において大学 3 回生等（大学、大学院、短期大学及び専門学校における標準的な修業年限の最終年次の 1 年前の年次をいう。以下同じ。）であるもの）
- (3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（下記 9 (6) の社会人特別選考により志願する者にあつては、試験区分に相当する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しない者で、令和 8 年 3 月 31 日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）
（下記 9 (8) の大学 3 回生等特別選考により志願する者にあつては、令和 9 年 3 月 31 日までに試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を取得する見込みのもの）

2 採用方法

公立の小学校及び中学校並びに県立学校の教員の採用は、愛媛県教育委員会教育長の選考による。その選考は、採用選考試験を受験した者のうちから、人物、経歴及び採用選考試験の結果を総合的に判定して行う。

なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤の講師として採用する。

3 選考試験の実施方法及び採用予定数

前期選考試験については、下記**5～17**のとおり実施する。後期選考試験については、下記**18**のとおり現職教員特別選考及び教職経験者特別選考を実施する。ただし、前期選考試験と後期選考試験を重複しての受験申込みは認めない。

試験区分	小学校教員		中学校教員 (各教科)	高等学校教員 (各教科) 特別支援学校教員 小学部 中学部 (各教科) 高等部 (各教科)	養護教員	栄養教員
	一般選考	185名程度	155名程度 国語、数学、英語は20名程度、社会は10名程度、理科は25名程度、音楽、美術は5名程度、技術・家庭はそれぞれの分野で5名程度 保健体育は40名程度	100名程度 高等学校については、国語、数学、保健体育及び英語は10名程度、理科、音楽、美術、家庭、農業及び工業は5名程度、地理歴史、公民、書道(国語)、情報、商業、水産及び福祉はそれぞれ若干名 特別支援学校については、小学部、中学部及び高等部合わせて20名程度		
採用予定数 (※)	一般選考	185名程度	155名程度 国語、数学、英語は20名程度、社会は10名程度、理科は25名程度、音楽、美術は5名程度、技術・家庭はそれぞれの分野で5名程度 保健体育は40名程度	100名程度 高等学校については、国語、数学、保健体育及び英語は10名程度、理科、音楽、美術、家庭、農業及び工業は5名程度、地理歴史、公民、書道(国語)、情報、商業、水産及び福祉はそれぞれ若干名 特別支援学校については、小学部、中学部及び高等部合わせて20名程度	20名程度	若干名
障がい者特別選考 10名程度						

(※) 教職経験者特別選考、現職教員特別選考、講師等特別選考、スポーツ指導者特別選考、社会人特別選考、大学等推薦特別選考及び大学3回生等特別選考(通過者対象)の採用者数は、一般選考の採用予定数に含む。

4 選考試験における加点制度

次のいずれかに該当し、その実績の評価を願い出た者に対しては、前期選考試験の試験区分においては、それぞれ次に定める評価点を下記**8**の前期第1次選考試験の合計点に加点し、後期選考試験の試験区分においては、それぞれ次に定める評価点の10分の1を下記**18**(7)のとおり加点する。ただし、前期選考試験においては1人当たり100点、後期選考試験においては1人当たり10点を上限とする。

内 容		評価点	
(1)	小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、スポーツの分野で右のいずれかに該当すると認められるもの（ 高等学校卒業後の実績 に限る。）。ただし、対象となる競技は国民スポーツ大会（冬季大会を含む。）の正式競技、公開競技及び野球とする（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）。	ア 平成27年4月1日以降に、国際競技大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びこれらと同等の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。）に日本代表として選ばれた者	100点
		イ 平成27年4月1日以降に、全国大会（国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会及びこれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）において選手として出場し、8位以内に入賞したこと。	50点
		ウ 平成27年4月1日以降に、全国大会において選手として出場したこと。	30点
(2)	小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、芸術・文化の分野で次に該当すると認められるもの（ 高等学校卒業後の実績 に限る。） 毎年定期的開催され、広範な一般公募又は参加による全国規模以上のコンクール・展覧会等において特に優秀な成績を収めたこと。	30点	
(3)	小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、特に高い英語力を有するもので右のいずれかに該当するもの（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）。	ア 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級合格者	50点
		イ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の準1級合格者	30点
		ウ 令和4年4月1日以降に次の試験を受験した者で、当該試験においてそれぞれ次に掲げる成績を収めたもの	/
		(ア) ETS Japan 合同会社が実施するTOEFL(IPTを除く。) iBT100点以上	50点
		(イ) ETS Japan 合同会社が実施するTOEFL(IPTを除く。) iBT80点～99点	30点
		(ウ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（公開テストにより行われたものに限る。） 860点以上	50点
		(エ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（公開テストにより行われたものに限る。） 730点～859点	30点

内 容		評価点	
(4)	小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、司書教諭の資格を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日（後期選考試験の受験申込受付期間最終日をいう。以下同じ。）時点で有するもの	10点	
(5)	高等学校教員を志願する者（情報の教科を受験する者を除く。）のうち、情報の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	100点	
(6)	小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、右のいずれかに該当するもの（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）	ア 独立行政法人情報処理推進機構が実施する応用情報技術者試験の合格者	50点
		イ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する基本情報技術者試験の合格者	30点
(7)	高等学校教員の福祉の教科を受験する者のうち、右のいずれかに該当するもの（重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。）	ア 医師免許証、保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証を取得後、これらの免許証に係る5年以上の実務経験を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有する者	50点
		イ 看護師免許証又は介護福祉士登録証を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有する者	20点
(8)	右に該当する者	ア 小学校教員又は中学校教員を志願する者のうち、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		イ 小学校教員を志願する者のうち、中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		ウ 中学校教員を志願する者のうち、小学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）又は受験教科以外の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		エ 高等学校教員を志願する者（福祉の教科を受験する者を除く。）のうち、福祉の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		オ 高等学校教員の地理歴史の教科を受験する者のうち、公民の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点

内 容			評価点
(8)	右に該当する者	カ 高等学校教員の公民の教科を受験する者のうち、地理歴史の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		キ 高等学校教員の理科の教科を受験する者のうち、理科の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		ク 高等学校教員の情報の教科を受験する者のうち、高等学校教員で採用予定者がある教科（情報、農業、工業、商業、水産及び福祉の教科を除く。）の高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有するもの	20点
		ケ 養護教員を志願する者のうち、保健師免許証を令和7年5月30日時点で有するもの	20点
(9)	試験区分にかかわらず、右のいずれかに該当する者	ア 社会貢献活動の分野で青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして2年間程度海外に派遣されたことがある者	100点
		イ 特定非営利活動法人日本語検定委員会が実施する日本語検定の1級合格者	30点
		ウ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有する者	50点
		エ 認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認証する防災士の資格を前期選考試験においては令和7年5月30日時点で、後期選考試験においては受験申込受付期間最終日時点で有する者	10点

5 前期第1次選考試験（筆記試験、面接試験）

試験区分 教科等	小学校教員		中学校教員 (各教科)		高等学校教員 (各教科)	養護教員	栄養教員
					特別支援学校教員 (小学部) (中学部 (各教科)) (高等部 (各教科))		
試験 実施 教科・科目等	教 職 専 門 科 目						
	筆記試験	専 門 教 科	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語活動・外国語(英語)の全教科	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語のうち、志願する教科	高等学校及び特別支援学校の高等部の教員については、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道(国語)、英語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産及び福祉のうち、志願する教科。特別支援学校の小学部及び中学部の教員については、それぞれ小学校教員欄及び中学校教員欄の教科とする。	保健	食育及び学校給食
面接試験	予定日時については、受験票交付（下記 13 参照）の際、マイページ（※）に連絡する。						
試験年月日	令和7年7月19日(土)～同月20日(日)						
試験場所 (所在地)	城西中学校 (松山市竹原)	勝山中学校 (松山市清水町)	松山北高等学校 (松山市文京町)	勝山中学校 (松山市清水町)	松山北高等学校 (松山市文京町)	天満研修センター（大阪府大阪市北区錦町2-21）	

（※）マイページとは、「愛媛県採用試験受験申込システム」に登録した志願者の個人専用ページをいう。（下記**11**参照）

注1 試験区分間の併願は、認めない。

2 試験場所については、松山市又は大阪市の2会場について、受験申込みの手続の際に希望する試験場所を選択すること。

なお、希望人数により、調整を行うことがある。調整を行った場合は、試験場所をマイページに連絡する。

また、天候の影響等により試験日時及び試験場所を変更することがある。試験日時及び試験場所を変更する場合は、マイページに連絡する。

3 中学校教員（保健体育）の試験区分によって選考した者は、本人の希望に基づき小学校（体育専科教員）に配置することがある。

4 高等学校教員の試験区分によって選考した者は、中等教育学校又は特別支援学校に配置することがある。

5 養護教員の試験区分によって選考した者は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に配置する。

6 栄養教員の試験区分によって選考した者は、小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に配置する。

7 上記**1**(3)の試験区分に相当する教員免許状は、高等学校教員の書道（国語）を志願する者にあつては、書道の高等学校教諭の普通免許状及び国語の高等学校教諭の普通免許状とし、高等学校教員の水産を志願する者にあつては、水産又は商船の高等学校教諭の普通免許状とする。

また、特別支援学校教員を志願する者にあつては、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの普通免許状のほか、小学部を受験する場合は小学校教諭の普通免許状、中学部を受験する場合は志願する教科の中学校教諭の普通免許状又は高等部を受験する場合は志願する教科の高等学校教諭の普通免許状とする。

なお、中学校教員（保健体育）を志願する者のうち、小学校体育専科教員としての配置を希望する者は、小学校教諭の普通免許状は不要とする。

6 前期第1次選考試験結果の発表

前期第1次選考試験の結果は、令和7年8月8日(金)にマイページに通知するとともに、合格者の受験番号を愛媛県のホームページに掲載する予定である。

7 前期第2次選考試験（適性検査、筆記試験（小論文）、面接試験、実技試験等）

- (1) 試験年月日：令和7年8月19日(火)～8月22日(金)のうち指定した日
- (2) 中学校教員、高等学校教員及び特別支援学校教員の試験区分で、次に掲げる教科を志願する者並びに養護教員及び栄養教員を志願する者に対して、実技試験（英語にあっては英会話。以下「実技試験等」という。）を実施する。ただし、下記9(3)の現職教員特別選考のうち、中学校教員の試験区分を受験する者については、実技試験等は実施しない。

試験区分	中学校教員 特別支援学校教員（中学部）	高等学校教員 特別支援学校教員（高等部）
	教科	理科、音楽、美術、保健体育、 技術・家庭、英語（英会話）

- (3) 合格発表：9月中旬（予定）
- (4) 前期第2次選考試験時に次の書類を提出すること。ただし、下記9(6)の社会人特別選考志願者については、別途連絡する。
 - ア 教員免許状の写し（用紙の大きさは、**日本産業規格A4**とすること。教員免許状取得見込みの者にあつては、教員免許状取得見込証明書）
 - イ 最終学校の成績証明書。ただし、次に掲げる者は、それぞれ次の書類を併せて提出すること。
 - (ア) 大学院・専攻科等出身者：大学分の成績証明書
 - (イ) 短大から大学への編入者：短大分の成績証明書
 - (ウ) 大学卒業後、通信による教育によって教員免許状を取得した者：通信教育の成績証明書
 - (エ) 氏名を変更した者：氏名の変更を証明できる書類
- (5) 前期第2次選考試験の詳細は、前期第1次選考試験に合格した者（下記9(8)の大学3回生等特別選考で合格した者は除く。）に対し、マイページに通知する。

8 前期選考試験における配点

試験実施教科 ・科目等 試験区分	前期第1次選考試験				前期第2次選考試験				
	教職専門 科目	専門教科	面接	合計	1次総得点 換算点	小論文	面接	実技試験等	合計
・小学校教員 ・特別支援学校教員（小学部） ・中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員（中学部・高等部）のうち、実技試験等を実施しない教科（※1）	100	400	300	800	80 （※2）	20	60		160
・中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員（中学部・高等部）のうち、実技試験等を実施する教科 ・養護教員 ・栄養教員	100	400	300	800	80 （※2）	20	40	20	160

（※1）中学校教員で現職教員特別選考を受験する者を含む。

（※2）前期第1次選考試験の総得点（800点＋加点）を10分の1に換算する。

9 前期選考試験における特別選考

	特別選考	資格要件等
(1)	障がい者特別選考	<p>ア 障がいのある者で、次のいずれかに該当するものは、申請により、障がいの程度に応じて試験の方法及び内容について配慮し、又は試験の一部を免除する。</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までであること。</p> <p>(イ) 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、同法第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センターによる判定書の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 精神保健福祉法第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 障がい者特別選考における採用予定数は 10 名程度とし、上記 3 の一般選考の採用予定数には含まない。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であっても、障がい者特別選考によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 採用予定者がある試験区分についてのみ選考する。</p> <p>(ウ) 申請があった者について、障がい者特別選考の対象者は、その旨を受験票にて通知する。</p>
(2)	教職経験者特別選考	<p>ア 小学校教員、中学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者のうち、国公立学校（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）で 3 年以上の教職経験（正規教員である期間に限る。休職、育児休業等の期間を除く。以下同じ。）を令和 7 年 5 月 30 日時点で有する者が、当該教職経験と同一の試験区分を志願する場合は、申請により、小学校教員又は中学校教員を志願する者にあつては前期第 1 次選考試験の全てを免除し、養護教員又は栄養教員を志願する者にあつては前期第 1 次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。</p> <p>イ 教職経験者特別選考における採用予定数は、上記 3 の一般選考の採用予定数に含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの場合であっても、教職経験者特別選考によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 採用予定者がある試験区分についてのみ選考する。</p> <p>(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。</p> <p>(エ) 申請があった者について、教職経験者特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。</p> <p>なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。</p> <p>(オ) 前期選考試験における教職経験者特別選考については、高等学校教員志願者及び特別支援学校教員志願者を対象とした選考は行わない。</p>

	特別選考	資格要件等
(3)	現職教員特別選考	<p>ア 小学校教員、中学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校又は私立学校（学校教育法第2条第2項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）の教員として勤務している者（正規教員であるものに限る。）で、令和7年5月30日時点で2年以上の教職経験を有するものが、当該教職経験と同一の試験区分を志願する場合は、申請により、小学校教員を志願する者にあつては、前期第1次選考試験の全てを免除し、中学校教員を志願する者にあつては、前期第1次選考試験の全て及び前期第2次選考試験の実技試験等を免除し、養護教員又は栄養教員を志願する者にあつては、前期第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。</p> <p>イ 現職教員特別選考における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数を含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの場合であっても、現職教員特別選考によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 採用予定者がある試験区分についてのみ選考する。</p> <p>(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。</p> <p>(エ) 申請があった者について、現職教員特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。 なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。</p> <p>(オ) 前期選考試験における現職教員特別選考については、高等学校教員志願者及び特別支援学校教員志願者を対象とした選考は行わない。</p>
(4)	講師等特別選考	<p>ア 小学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものは、申請により、前期第1次選考試験の全てを免除する。</p> <p>(ア) 令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験において、本年度志願する試験区分の前期第1次選考試験に合格した者。ただし、前期第1次選考試験の全てを免除された者は除く。</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する者</p> <p>a 小学校教員を志願する者にあつては、令和7年4月1日から令和7年5月30日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上以上の任期を定めて常勤講師、助教諭又は非常勤講師（以下「講師等」という。）として任用し、小学校又は中学校において勤務した者</p> <p>b 特別支援学校教員を志願する者にあつては、令和7年4月1日から令和7年5月30日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上以上の任期を定めて講師等として任用した者</p> <p>イ 講師等特別選考における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数を含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの場合であっても、講師等特別選考によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 採用予定者がある試験区分についてのみ選考する。</p> <p>(ウ) 申請があった者について、講師等特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。 なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。</p>

	特別選考	資格要件等
(5)	スポーツ指導者特別選考	<p>ア 中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、愛媛県教育委員会が指定する競技の指導者として、当該競技の拠点におけるスポーツ振興に貢献できるもので、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものは、申請により、前期第1次選考試験の筆記試験の一部(教職専門科目)を免除する。</p> <p>(ア) 平成27年4月1日以降に愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者として、全国的な規模の競技会に出場した者(高等学校卒業後の実績に限る。)</p> <p>(イ) 愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者としての経験を令和7年5月30日時点で10年以上有する者でその証明が得られるもの</p> <p>イ スポーツ指導者特別選考における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数を含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの場合であっても、スポーツ指導者特別選考によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 採用予定者がある試験区分についてのみ選考する。</p> <p>(ウ) 申請があった者について、提出された書類等により要件審査を行い、スポーツ指導者特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。審査の結果、対象者とならなかった場合は、一般選考志願者として取り扱うため、上記4(1)のスポーツの分野での加点を希望する場合には、願い出を同時に行うこと。ただし、実績を証明する書類の写しは、重複して提出する必要はない。</p> <p>(愛媛県教育委員会が指定する競技 ボクシング、レスリング、セーリング、柔道、 ソフトボール、ライフル射撃、スポーツクライミング、 カヌー、アーチェリー)</p>

	特別選考	資格要件等												
(6)	社会人特別選考	<p>ア 小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、試験区分に相当する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しないもので、次の(ア)及び(イ)の要件を満たし、令和8年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、次に掲げる教科の特別免許状の授与が見込まれるものについては、申請により、前期第1次選考試験の筆記試験の一部（教職専門科目）を免除する。</p> <table border="1" data-bbox="549 434 1442 680"> <thead> <tr> <th>試験区分</th> <th>小学校教員</th> <th>中学校教員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科</td> <td>英語</td> <td>理科、音楽、美術、技術・家庭、英語</td> </tr> <tr> <th>試験区分</th> <th colspan="2">高等学校教員</th> </tr> <tr> <td>教科</td> <td colspan="2">音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、工業、水産、福祉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 次のいずれかに該当する者</p> <p>a 令和7年5月30日時点で、学校教育法第1条に規定する学校又は在外教育施設等において、常勤の教員（これに準ずるものを含む。）として4か月以上の受験教科に係る授業に携わった経験を有する者</p> <p>b 令和7年5月30日時点で、民間企業又は官公庁等で正規職員として3年以上（休職、育児休業等の期間は除く。）の受験教科に係る実務経験を有する者</p> <p>c 受験教科に係る専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者</p> <p>(イ) 社会的信望があり、かつ、教員として必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>イ 社会人特別選考における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数を含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>申請があった者について、提出された書類等により要件審査を行い、社会人特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。審査の結果、社会人特別選考を受験できないことがある。 なお、採用候補者となった場合においても特別免許状が授与できない者は採用しない。</p>	試験区分	小学校教員	中学校教員	教科	英語	理科、音楽、美術、技術・家庭、英語	試験区分	高等学校教員		教科	音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、工業、水産、福祉	
試験区分	小学校教員	中学校教員												
教科	英語	理科、音楽、美術、技術・家庭、英語												
試験区分	高等学校教員													
教科	音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、工業、水産、福祉													
(7)	大学等推薦特別選考	<p>ア 小学校教員、中学校教員（愛媛県教育委員会が指定する教科（以下「指定する教科」という。）に限る。）、高等学校教員（指定する教科に限る。）又は特別支援学校教員（小学部、中学部及び高等部。ただし、中学部及び高等部については指定する教科に限る。）を志願する者のうち、当該試験区分に係る一種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院（以下「大学等」という。）において、推薦条件を満たし、学長が推薦する者については、前期第1次選考試験の全てを免除する。</p> <p>なお、大学等推薦特別選考の詳細については、別途定める「令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項」による。</p> <p>イ 大学等推薦特別選考における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数を含む。</p>												

	特別選考	資格要件等
(8)	大学3回生等特別選考	<p>ア 上記1の受験資格を満たす大学3回生等は、前期第1次選考試験を受験することができる。</p> <p>イ 大学3回生等特別選考により前期第1次選考試験に合格した者は、令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（令和8年度実施）において大学3回生等特別選考（通過者対象）を申請することにより、令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の前期第1次選考試験の全てを免除する。 ただし、大学3回生等特別選考と同一の試験区分での志願に限る。</p> <p>ウ 大学3回生等特別選考における前期第1次選考試験合格者は、上記3の一般選考の採用予定数には含まない。</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) イの場合であっても、「令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（令和8年度実施）」において大学3回生等特別選考（通過者対象）によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 大学3回生等特別選考を受験した者が、「令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（令和8年度実施）」において大学3回生等特別選考（通過者対象）以外の特別選考を受験することは妨げない。</p>
(9)	大学3回生等特別選考（通過者対象）	<p>ア 令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（令和6年度実施）において、大学3回生等特別選考により本年度志願する試験区分の前期第1次選考試験に合格した者は、申請により令和8年度の前期第1次選考試験の全てを免除する。</p> <p>イ 大学3回生等特別選考（通過者対象）における採用予定数は、上記3の一般選考の採用予定数に含む。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) アの場合であっても、大学3回生等特別選考（通過者対象）によることを申請しなくてもよい。</p> <p>(イ) 令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（令和6年度実施）において大学3回生等特別選考を受験した者が、大学3回生等特別選考（通過者対象）を申請しない限りにおいて、他の特別選考を受験することは妨げない。</p>

上記(1)～(9)の特別選考を重複して申請することはできない。

10 大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置

- (1) 前期第2次選考試験合格者（現職教員特別選考及び大学等推薦特別選考で合格した者は除く。）のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に在籍しているものについては、別途定める方法による申出により、採用を1年間猶予する。ただし、令和8年4月1日時点で受験した試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者で、令和9年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みのものに限る。
- (2) 前期第2次選考試験合格者（現職教員特別選考及び大学等推薦特別選考で合格した者は除く。）のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に令和8年度に進学するものについては、別途定める方法による申出により、採用を1年間又は2年間猶予する。ただし、令和8年4月1日時点で受験した試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者で、令和10年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みのものに限る。
なお、猶予期間は進学する大学院の標準的な修業年限とし、申出後の猶予期間の変更は認めない。
- (3) 上記(2)については、令和7年12月31日までに当該大学院を受験した者を対象とする。
- (4) 下記14の追加合格者についても、上記(1)及び(2)の対象とする。

1 1 前期選考試験受験申込みの手続

受験の申込みは、愛媛県ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受付期間中に送信すること。

(1) 受験申込受付期間

令和7年4月4日(金)午前9時から5月30日(金)午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっている。まず、事前登録を行いID番号及びパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行うこと(ID番号及びパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要なので、必ず控えておくこと)。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録したメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信する。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記12(2)に問い合わせること。

(4) 申込方法等に関する問合せは、下記12(2)に対し、執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に電話で行うこと。

(5) 受付期間内(5月30日(金)午後5時15分まで)に申込みが完了しなかった場合は、受験できない(受付期間中は、24時間申込みを受け付けるが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みをすること)。

なお、使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

- 愛媛県ホームページ → 職員採用情報 → 採用情報
→ 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験総合案内
(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/93641.html>)

- 愛媛県教員採用情報 (<https://ehime-education.jp/>)
からもアクセスできる。

インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、令和7年5月16日(金)までに下記12(2)に問い合わせること。

(6) 出願を取り下げの場合は、令和7年7月18日(金)午後5時15分までに下記12(2)まで電話で連絡するとともに、愛媛県ホームページ又は愛媛県教員採用情報から**申込み内容修正依頼書**をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付すること。

なお、出願の取り下げを行わず前期選考試験を欠席した場合は、後期選考試験の申込みを行うことはできない。

- (1) 次に掲げる書類を、上記 1 1 (1) の受験申込受付期間内に下記 (2) まで郵便等により送付すること。

なお、5月30日(金)までの消印のあるものは受け付ける。

また、加点の願い出用紙、障がい者特別選考申請書、教職経験者・現職教員特別選考申請書、講師等特別選考申請書、スポーツ指導者特別選考申請書、社会人特別選考申請書、大学3回生等特別選考(通過者対象)申請書、在職証明書及び職歴等申告書については、マイページから様式をダウンロードし、日本産業規格A4用紙に等倍で片面印刷し、使用すること。

- ア 上記 4 に掲げる要件に該当し、その実績の評価を願い出る者にあつては、**加点の願い出用紙**

なお、加点の願い出用紙を提出する者にあつては、上記 4 に掲げる**要件を満たすことを証明する書類**(実施団体、競技団体が発行する成績証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する派遣証明書、教員免許状、保健師免許証、防災士証、賞状・記録証等)の写し(用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。)

特に、評価を願い出る実績が団体によるものの場合には、実績の評価を願い出る者が当該団体に所属し、当該大会の試合に出場したことを明確に判別できる書類の写しを提出すること。

また、証明する書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更を証明できる書類を併せて提出すること。

おつて、前期第1次選考試験の筆記試験当日に当該書類の原本を必ず持参すること。

ただし、前期第1次選考試験の全てを免除された者は、前期第2次選考試験の筆記試験当日に持参すること。

- イ 上記 9 (1) の障がい者特別選考を申請する者にあつては、**障がい者特別選考申請書**

なお、申請した者に対して事前面接等を実施するので、その際に該当する手帳等の原本を持参すること。

- ウ 上記 9 (2) の教職経験者特別選考又は上記 9 (3) の現職教員特別選考を申請する者にあつては、**教職経験者・現職教員特別選考申請書及び任命権者である教育委員会等(私立学校にあつては当該学校法人の理事長)の証明を受けた在職証明書**(ただし、本県公立学校での教職経験に係る在職証明は不要とする。)

- エ 上記 9 (4) の講師等特別選考を申請する者にあつては、**講師等特別選考申請書**

- オ 上記 9 (5) のスポーツ指導者特別選考を申請する者にあつては、**スポーツ指導者特別選考申請書及び上記 9 (5) アに掲げる要件についての証明書類**(実施団体、競技団体が発行する成績証明書、賞状・記録証、新聞記事、大会プログラム、競技団体へのコーチ登録証明書、部顧問の委嘱簿等)の写し並びに競技の指導・審判等に係る資格を有する場合には、証明書類(資格証・登録証等)の写し(用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。また、資格証等で裏面がある場合は表裏ともに写しをとること。)

特に、上記 9 (5) ア(ア)に係る選手としての実績が団体によるものの場合には、申請者が当該団体に所属し、当該大会の試合に出場したことを明確に判別できる書類の写しを提出すること。

また、証明する書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更を証明できる書類を併せて提出すること。

おつて、前期第1次選考試験の筆記試験当日に当該書類の原本を必ず持参すること。

- カ 上記 9 (6) の社会人特別選考を申請する者にあつては、**社会人特別選考申請書及び次の書類**

(ア) 所有する**資格等の証明書等**の写し

(イ) 最終学校の**卒業証明書**

(ウ) 最終学校の**成績証明書**。ただし、次に掲げる者にあつては、それぞれ次の書類を併せて提出すること。

a 大学院・専攻科等出身者にあつては、大学分の成績証明書

b 短大から大学への編入者にあつては、短大分の成績証明書

また、書類に記載の氏名及び本籍地と現在の氏名及び本籍地が異なる者にあつては、

変更の経緯を確認し得る戸籍関係書類。

おって、前期第1次選考試験の筆記試験当日に、所有する資格等の証明書等の原本を持参すること。

キ 上記9(9)の大学3回生等特別選考(通過者対象)を申請する者にあつては、**大学3回生等特別選考(通過者対象)申請書**

(2) 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

【小学校教員、中学校教員及び養護教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 (電話(089)912-2942)

【高等学校教員、特別支援学校教員及び栄養教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 (電話(089)912-2952)

なお、封筒の表に「小学校教員志願提出書類在中」、「中学校教員志願提出書類在中」等と朱書すること。

(3) 提出書類の記入上の注意

ア 加点の願い出用紙

上記4の加点制度の適用を願い出る者は、用紙ア加点の願い出用紙欄①によって要件に該当するか否かを確認し、該当する場合には、次の記入例を参考に、別紙「令和8年度公立学校教員採用選考試験の加点一覧」のコードに従って、欄②に上記4に掲げる要件に該当する旨記入すること。

欄②の記入例	
102	国民体育大会ボート競技 成年男子(シングルスカル)優勝(R5.9)
201	青年海外協力隊(スリランカ派遣)(H31.4.1~R3.3.31)
202	TOEFL iBT100点(R5)
412	臨床心理士(平成30年度に取得、令和5年度に更新)

なお、昨年度までに実施された本県公立学校教員採用選考試験に願い出た実績については、当該実績を記入した同じ行の左端の過年度実績欄に○を記入すること。

イ 障がい者特別選考申請書

障がい者特別選考を申請する者は、障がいの程度に応じ、配慮又は試験の免除について希望する事項を記入すること。

なお、当該申請書への記入が困難な場合には、別紙(様式自由)に記入し、又は印字すること。

また、氏名(自署)及び日付の箇所は、必ず記入すること。自署できないときは、記名押印に代えることができる。

ウ 教職経験者・現職教員特別選考申請書

教職経験者特別選考又は現職教員特別選考を申請する者は、該当する特別選考の□にレ印を記入し、必要事項を記入すること。

なお、教職経験者特別選考を申請する者の教職経験歴については、国公立学校における正規教員としての全ての教職経験歴について記入すること。

また、現職教員特別選考を申請する者の教職経験歴については、国公立学校、私立学校又はその両方における正規教員としての全ての教職経験歴について記入すること。

エ 講師等特別選考申請書

講師等特別選考を申請する者は、愛媛県教育委員会が、令和7年4月1日から令和7年5月30日までの間に行った任用について記入すること。

オ 交付する用紙の※印欄

加点の願い出用紙、障がい者特別選考申請書、教職経験者・現職教員特別選考申請書、講師等特別選考申請書及びスポーツ指導者特別選考申請書及び大学3回生等特別選考(通過者対象)申請書の※印欄には、何も記入しないこと。

カ 交付する用紙の試験区分欄及び受験教科欄

(ア) 試験区分欄

必要に応じて志願する区分の□にレ印を記入すること。特別支援学校志願者は、()内に小・中・高いずれかの部を(小)のように、< >内に「視」「聴」「知肢病」のいずれかの領域を< 視 >のように記入すること。

(イ) 受験教科欄

中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の志願者が受験教科を記入することとし、小学校、特別支援学校小学部、養護教員及び栄養教員の志願者は空欄とすること。

(4) 留意事項

上記(1)の書類等は、記載内容等に不備のないよう特に留意すること。
なお、一度提出された書類は返却しない。

1 3 前期選考試験受験票の交付

- (1) 7月上旬に、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信する。令和7年7月3日（木）までに電子メールが届かない場合には、上記12(2)に問い合わせること。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして日本産業規格A4用紙に印刷すること。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、志願者本人が署名して前期第1次選考試験受験の際に必ず持参すること（前期第1次選考試験の面接試験時に回収する。）。

1 4 採用について

前期第2次選考試験結果を通知後、採用内定者に欠員が出た場合等、試験区分によっては、合格者を追加することがある。この場合、追加合格者には、令和7年12月26日（金）までに個別に通知する。

1 5 前期選考試験受験手続その他の問合せ

- (1) 前期第1次選考試験の実施要項は、令和7年7月3日（木）までにマイページに通知する。
- (2) 受験手続その他の問合せは、上記12(2)に行うこと。
電話による問合せは、執務時間中とすること（申込方法等に関する場合は、必ず電話で問い合わせること。）。
なお、郵便等による場合は、宛先を明記して所要の切手を貼った返信用封筒を同封するか、又は往復はがきを使用すること。
また、愛媛県ホームページ（上記11参照）の、「お問合せフォーム」も利用可能である。
- (3) 合格発表以前に、選考試験の合否に関する問合せには一切応じない。

16 前期選考試験結果の開示請求

この試験の結果については、本人が次により郵便等又は口頭による開示請求をすることができる。ただし、開示請求をすることができる者は、前期第1次選考試験については不合格者及び大学3回生等特別選考の受験者、前期第2次選考試験については当該試験の受験者に限る。

(1) 開示請求をすることができる期間

前期第1次選考試験、前期第2次選考試験ともに、それぞれの合格発表の日から1か月間。ただし、口頭による請求をする場合で、合格発表の日から1か月後に該当する日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）であるときは、それぞれの合格発表の日から当該休日の直前の平日（休日以外の日をいう。）までとする。

なお、郵便等による請求をする場合は、それぞれの合格発表の日から1か月後に該当する日までの消印があれば期間内に請求があったものとみなす。

(2) 開示請求の手続

郵便等による請求は、試験等成績開示請求書、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証、旅券等）の写し及び返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm、宛先を明記し返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼付したもの）を同封し、上記12(2)に記載する提出書類の提出先に送付することにより行うものとする。口頭による請求は、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類を、小学校教員、中学校教員及び養護教員志願者にあつては愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課に、高等学校教員、特別支援学校教員及び栄養教員志願者にあつては愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課に執務時間中に持参することにより行うものとする。

※ 試験等成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封すること。

(3) 開示内容

ア 前期第1次選考試験

教職専門科目及び専門教科の得点、面接試験の得点並びに前期第1次選考試験における加点制度による評価点並びに総合得点及び総合順位

イ 前期第2次選考試験

アに掲げるもの（総合得点及び総合順位は除く。）並びに前期第2次選考試験の筆記試験、実技試験等及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位

17 前期選考試験問題等の取扱い

- (1) 前期第1次選考試験の受験者は、前期第1次選考試験の筆記試験の問題用紙の持ち帰りを認める。
- (2) 前期第1次選考試験の筆記試験問題、解答及び評価の観点並びに面接試験の評価基準並びに前期第2次選考試験の筆記試験（小論文）問題、実技試験の内容、採点基準及び評価基準の閲覧又は写しの交付については、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく公開請求の手続による。

18 後期選考試験

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者で、当該教職経験と同一の試験区分を志願する場合は、後期選考試験の受験申込みができるものとする。ただし、前期選考試験の受験申込みをしていない者に限る。

ア 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校又は私立学校の教員として勤務している者（正規教員であるものに限る。）で、2年以上の教職経験を受験申込受付期間最終日時点で有するもの

イ 高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、国公立学校で3年以上の教職経験を受験申込受付期間最終日時点で有する者

- (2) 後期選考試験における採用予定数は、上記**3**の一般選考の採用予定数を含む。

なお、中学校教員、高等学校教員及び特別支援学校教員については、上記**3**の一般選考に記載のある全ての教科で後期選考試験を実施する。

- (3) 試験日時（予定）

小学校教員、中学校教員	令和7年10月4日（土）
高等学校教員、特別支援学校教員	令和7年10月5日（日）

- (4) 試験内容

小学校教員、中学校教員	適性検査、筆記試験（小論文）、面接試験
高等学校教員、特別支援学校教員	適性検査、模擬授業（特別支援学校教員については場面指導）、面接試験

- (5) 配点

試験実施教科 ・科目等 試験区分	後期選考試験				
	小論文	模擬授業 場面指導	面接	加點	合計
・小学校教員 ・中学校教員	20		60	10	90
・高等学校教員 ・特別支援学校教員		20	60	10	90

- (6) 後期選考試験は松山会場で実施する。

- (7) 上記**4**で定める実績の評価を願い出た者に対して、評価点を10分の1に換算し、加算する。ただし、1人当たり10点を上限とする。

- (8) 受験申込受付期間、提出書類等の詳細については、別途（8月下旬公表予定）定める「令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項」による。

- (9) その他

ア 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

イ 後期選考試験においては、養護教員及び栄養教員志願者を対象とした選考は行わない。

【ホームページ】

① 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験総合案内

(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/93641.html>)



② 愛媛県教員採用情報

(<https://ehime-education.jp/>)



(参考)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(校長、教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者